

第2回 子ども・子育て支援ネットワーク部会（書面会議）

◎前回部会(8/6開催)後に委員の皆さまから別途寄せていただいた意見等について、事務局の回答や見解をご報告します。

| | 委員 | 委員意見・質問等(要旨) | 事務局回答・見解等 |
|---|------|--|---|
| 1 | 福士委員 | <p>女性の体力づくりについて 妊婦健康診査の結果、治療・経過観察を要する妊婦が増えているとのことだが、妊婦やその前段階での女性の体力づくりに目を向けることが必要ではないか。 アグリスタディプログラムなど、食育の取り組みを子どもだけでなく、妊婦や母親、女性につなげるしくみがあると良いと思う。</p> | <p>(こども家庭課) 妊婦の体力作りについては、現在安産教室での栄養指導の実施や母子健康手帳に妊娠中の生活について記載するなど、安心、安全に妊娠・出産できるよう取り組んでいます。今後も妊婦の体づくりにつながる取り組みを継続していきます。</p> |
| 2 | 佐藤委員 | <p>子育て世代包括支援センターについて 妊婦健診、乳幼児健診が個別に実施され、周産期において情報等が繋がっていない。市の「子育てほっとステーション」を中心に、民間の活動を公的に認め、支援し、有機的につなげながら、新潟市版の「子育て世代包括支援システム」を構築することを要望する。</p> | <p>(こども家庭課) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を進める中で、民間の力は必要と考えています。今後は「妊娠・子育てほっとステーション」と民間団体等の一体的な支援のあり方について検討していきます。</p> |
| 3 | 横尾委員 | <p>養育支援訪問事業利用者のファミサポ助成制度について 養育支援訪問事業では、利用回数の上限があり、中長期的見守りが必要と思われる家庭に対して出来るだけファミサポ事業につなぐようにしている。 また、養育支援ヘルパーは、ファミサポの提供会員を兼ねており、登録してもらうことにより、同じ支援者が継続的に支援することができ、親子ともに安心して利用してもらうことが出来る。 しかし、実際のところ登録しても利用料が高いために回数を抑えたり、利用できない家庭もある状況。 養育支援の利用者がファミサポ利用時に何らかの減免措置があることで、継続的な見守りや伴走支援により、虐待予防の一翼を担えるのではないか。 さらに、レスパイトとしてのショートステイ事業の補完的役割も担えるのではないか。</p> | <p>(こども政策課) 本市の養育支援訪問事業については、国のガイドラインで示されている「短期集中支援型」で、3か月程度の期間での短期・集中的な支援を行っており、限られた期間でより効果的な支援を行うために、支援計画を策定し、支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき、養育支援ヘルパーを派遣しています。 本事業の利用終了後においても、引き続き支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携しながら訪問などによる見守り支援をし、児童虐待予防に努めています。 ご指摘のファミリー・サポート・センター事業の利用料については、類似の事業を展開する関係団体からご意見を伺いながら設定したものであり、負担軽減については、子育て支援施策全体の中で検討していきます。</p> |